公立大学法人和歌山県立医科大学

中 期 計 画

【平成２４年度～平成２９年度】

和歌山県立医科大学

－目　次－

第１　中期計画の期間及び教育研究上の基本組織
　１　中期計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　教育研究上の基本組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
　１　教育に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　研究に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　３　附属病院に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・・・・・　3
　４　地域貢献に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・・・・・　4
　５　国際交流に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・・・・・　4

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
　１　法令及び倫理等の遵守並びに内部統制システムの構築等運営体制の改善に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　２　人材育成・人事の適正化等に関する目標を達成するための措置　・・・・・・　5
　３　事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・　5

第４　財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
　１　自己収入の増加に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・・　5
　２　経費の抑制に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・・・・　5
　３　資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・　5

第５　自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
　１　評価の充実に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・・・・　6
　２　情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・　6

第６　その他業務運営に関する目標を達成するための措置
　１　施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置　・・・・・　6
　２　安全管理に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・・・・・　6
　３　基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置　・・・・・・・・・・　6

第７　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画　・・・・・・・　6
第８　短期借入金の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
第９　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画　・・・・・・・・・・・・・・　7
第１０　剰余金の使途　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
第１１　その他
　１　施設及び設備に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　２　人事に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　３　積立金の処分に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

（別紙）予算、収支計画及び資金計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（別表）教育研究上の基本組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

－中期計画記載上の注意事項－

1　番号設定

中期目標の項目の細列は、次のような順序を用いている。

第１	１	（１）	ア
第２	２	（２）	イ
第３	３	（３）	ウ

2　設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

中期計画に定める事項のうち、「その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項」は、以下の内容のとおり

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 法第40条第4項の規定に基づき業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

第１　中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

１　中期計画の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

２　教育研究上の基本組織

別表に記載する学部、研究科及び専攻科を置く。

第２　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

１　教育に関する目標を達成するための措置

（１）教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

○各年度の学生収容定員は別表のとおり

＜学部教育＞

ア　アドミッションポリシーに合致し、医療人としての資質を有する者を選抜するため、入学者選抜試験の評価解析を行い、入学選抜方法を検討する。

イ　本学の教育・医療についての正しい理解を促すとともに、入学選抜、進路指導に係る相互理解を深めるため広く広報活動を行う。また、高大連携を進め、多様な人材の獲得に努める。

ウ　カリキュラムポリシーに則り、社会人として必要な教養とともに医療人として必要な倫理観、共感的態度やコミュニケーション能力、ケアマインドを育成できる参加型教育を行う。

エ　医学又は保健看護学を中心とした総合的・専門的知識、医療技術を身につけるだけでなく、それらを総合的に活用し、問題解決能力を有する人材を育成する。
　また、医学部では、国際基準を満たす教育を実践する。

オ　新卒者の国家試験合格率について、全国上位を目指す。

カ　他の職種と医療情報を共有でき、協調して医療が行える能力を育成するため、多職種間教育の充実を図る。また、医療安全や人権、死生観にも配慮できる能力を育成する。

キ　早期の体験実習を含めたカリキュラムの編成を行う。また、地域体験実習により、地域医療に対する関心を高めるとともに、理解を深める教育を実践する。

ク　総合的診療能力を育成するため、横断的な診療科・部門を活用し、臨床実習の教育体制を整え学外実習協力病院との連携において、卒前・卒後を有機的に結合した診療参加型臨床実習を行う。

ケ　保健看護学部と医学部の共通講義、準備教育、実習における臨床参加型チーム医療を実践し、卒業後のチーム医療に円滑に移行できるようにする。

コ　附属病院における卒後教育を充実させるために附属病院とのさらなる連携を図る。

サ　成績評価について教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行い、適正な判定を行う制度・体制を整える。

＜大学院教育＞

ア　修士課程において、 高度な専門的知識と研究能力を向上させるため、設置科目をさらに充実させ、生命に対する倫理観の高揚を図る。

イ　博士課程では、地域医療に貢献できる医療人を育成するため、高度先進的かつ分野横断的な教育を多方面から行う。

ウ　博士課程において、学会での発表や研究助成金の獲得、国際的学会誌への積極的な論文発表を奨励する。

エ　研究経験と専門知識・技術を学ばせ、 問題の発見能力及び解決方法の企画立案能力を養うカリキュラムを編成する。

オ　研究目標を明確にして個性のある研究を行えるよう指導する 。
　また、大学院特別講義やファカルティ・ディベロップメントを充実させて研究者間の情報交換を活発にし、教育方法の改善を図る。

カ　独創性の高い研究内容やその業績を評価し優秀な成果を出している研究者を顕彰することにより全体的な研究レベルを向上させる。

＜専攻科教育＞

ア　助産師として必要な教養、倫理感、及び問題解決能力を有する人材を育成する。

イ　助産師として必要な知識・技術を主体的かつ意欲的に学習でき、問題解決能力を育む教育課程・方法を採用する。

ウ　成績評価について、教員の共通認識のもと、厳正かつ公正な評価を行い、適正な判定を行う制度・体制を整える。

（２）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア　適切な教職員を配し、附属病院などの実習施設との連携のもと、教育の充実を図る。

イ　学部教育と大学院教育の連携を図り、多様な履修形態を検討する。

ウ　図書館の蔵書の充実に努めるとともに、情報の国際化・電子化への対応として図書館機能の充実を図る。

エ　従来の図書館機能の飛躍的発展を目指し、図書館を、情報教育及び情報ネットワーク機能、博物館機能を備えた総合学術情報センターとして改組することを検討する。

オ　教育方法と教育者の資質の向上を図るとともに、教育活動の評価を学生及び第三者を含めた多方面から行うことにより、授業内容の客観的な評価の改善を図る。

（３）学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア　学生の学習、健康、生活等の問題に対して対応できるよう支援体制の充実を図る。

イ　留学生が安心して修学できるように、大学及び大学院の研究活動、学費、学生生活に関する情報を適切に提供するとともに環境を整備する。

ウ　大学院では、他学の出身者も多数入学できるよう研究環境を充実させるとともに、研究生活を続けやすい環境を整備する。

２　研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究水準及び成果等に関する目標を達成するための措置

ア　がんに関する研究をはじめとして、和歌山県で重点的に取り組まなければならない分野について、医の倫理に基づき、先端医学研究所を核とした先進的な研究を行うとともに、独創的研究の取組及び発展を促進する。

イ　論文発表を促進するとともに、論文の質の向上を図る。

（２）研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア　「がん」、「救急」、「先端医学」等の分野において重点的・弾力的に研究体制等を強化する。

イ　本学が担うべき研究分野について積極的な推進を図るため、研究活性化委員会等による研究支援の充実を図る。また、次世代を担う若手研究者の研究体制を強化する。

ウ　先進医療や高度医療、新しい技術を導入した医療等を研究し実施するため、治験管理体制の充実を図る。

エ　知的財産権管理体制を強化し、本学の知的財産の管理活用を進める。

オ　共同利用施設の研究機器及び備品を計画的かつ効果的に整備するとともに、先端医学研究所の充実を図る。

カ　横断的プロジェクト研究への重点的な資金配分を行う。

３　附属病院に関する目標を達成するための措置

（１）医療の充実及び実践に関する目標を達成するための措置

ア　和歌山県がん診療連携拠点病院として、がん診療体制等の整備・充実を図り、がん対策に総合的、計画的に取り組んでいく。

イ　周産期医療及び小児科医療の充実を図り、胎児から幼児及び母体に対して一貫した専門的な質の高い医療を提供できる診療体制を構築するとともに、救命救急センターやドクターヘリの機能を維持し、県内の救急医療の充実に努める。

ウ　医療機関・介護機関等と連携を図りながら、 県内の認知症に対する保健医療水準の向上を図る。

エ　紹介患者の積極的な受入、紹介元医療機関への受診報告をはじめとする診療連携や診療情報の共有化を推進するとともに、確たる仕組を構築し、地域医療機関等との連携強化を図る。

オ　先端的医療機器を導入し、医療技術の進歩を支援する。

カ　医療情報システムを充実し、医療情報の適正な管理及び運用を円滑に推進するとともに、患者個人情報など医療情報セキュリティ体制の強化を図る。

キ　医療安全及び感染制御の更なる体制強化により安全管理体制の充実を図るとども

に、安全で質の高い医療を提供する。

ク　患者に安全･安心で信頼できる医療を提供するため､病院医療水準の向上を図る。

ケ　附属病院本院及び紀北分院間の情報の共有化や医師、看護師をはじめとする全職員の相互の交流を活発化する。

（２）地域医療への貢献に関する目標を達成するための措置

ア　基幹災害医療センター（総合災害医療センター）としての役割が果たせるよう、研修・訓練を重ね、絶えずマニュアルの見直しを行う。

イ　紀北分院において、地域の病院、診療所、施設との連携を強化し、高齢者を中心とした総合診療の充実を図るとともに、地域における一次救急及び二次救急の受入並びに二次医療圏内救急体制への参画を積極的に行う。

ウ　地域の医療機関との役割分担と連携強化を行うとともに、専門的な情報発信を通じて地域の医療水準の向上に貢献し、地域医療の推進を図る。

エ　県及び地域の医療機関との連携等により、救急医療、災害医療、へき地医療等の各医療体制の充実を支援するとともに、県地域医療支援センターを中心とした地域及び県民に対する医療及び看護に貢献する医療・看護従事者を充実する仕組みを構築する。

（３）研修機能等の充実に関する目標を達成するための措置

ア　専門診療能力及び総合診療能力を有する医師を育成するため、臨床研修協力病院や社会福祉施設等とも連携しながら、卒後臨床研修プログラムの充実を図る。

イ　地域医療を担う医療人の育成を図るため、総合診療教育をはじめとする教育及び研修を充実させる。

４　地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア　県民及び地域医療関係者に対して継続的に医学及び保健看護学の最新の研究成果等の情報を提供する。

イ　医学及び保健看護学に対する関心の向上及び予防医学の普及を図るため、地域における生涯教育の啓発を推進する。

ウ　学外研究者や産業界等との産官学連携研究を推進する。

５　国際交流に関する目標を達成するための措置

ア　学生、教職員の海外研修を推進するとともに、留学生に対する支援を行う。

イ　海外の大学等との学術交流、学生交流を推進する。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

１　法令及び倫理等の遵守並びに内部統制システムの構築等運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

ア　理事長のリーダーシップのもと、機能的かつ効果的な業務運営に取り組むとともに、公立大学法人としての健全性と効率性を確保するため、理事長を中心とした経営管理体制の強化を図る。

イ　内部監査機能の充実や法令遵守の徹底により、不正やハラスメントのない大学運営を維持するとともに、教職員が一丸となって法令遵守推進体制の強化を図る。

２　人材育成・人事の適正化等に関する目標を達成するための措置

ア　全職種の職員について評価制度を確立し、職員の意欲の向上、教育・研究・医療の質の向上を図る。

イ　育児代替教員制度等を活用し、女性教員の積極的な登用に努める。

ウ　教職員の能力の開発及び専門性等の向上を図るともに、組織及び教職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。

３　事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

効果的かつ効率的な大学運営を行うため、事務処理の迅速化及び簡素化を目指した業務の見直しを行う。

また、大学運営に関する専門性の向上を図るため、専門知識の習得や研修体制を確立していく。

第４　財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

１　自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

ア　健全な病院運営を推進するため、地域ニーズに対応した外来診療の実施及び病床の効果的な運用を図り、医業収入を確保するよう努める。

イ　診療報酬請求内容の精度を高め、診療報酬の一層の適正化を推進する。

ウ　科学研究費補助金等に関する情報収集及び提供を行うとともに、企業との共同研究及び受託研究を推進・支援し、外部資金の獲得を図る。

２　経費の抑制に関する目標を達成するための措置

ア　財務状況の分析や適正な業務実績の評価に基づく効果的な経費配分を行い、学内の資源を有効に活用及び運用することにより、教育、研究、臨床の質の向上を図りつつ、管理経費、診療経費等を抑制する。

イ　医療材料、医薬品等の購入状況や支出状況を分析し、経費の削減を図る。

３　資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資金の状況を常に把握し、安全性に配慮しながら、効果的な資金運用を行う。

第５　自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

１　評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の結果を公表し、第三者評価等の結果を各部門にフィードバックして継続的に各業務の改善を図る。

２　情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

教育の内容、研究の成果、診療の実績等について、ホームページへの掲載や報道機関への発表等を通じて積極的に情報を提供する。

第６　その他業務運営に関する目標を達成するための措置

１　施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

財務状況を踏まえながら、教育・研究・医療環境の施設及び設備の整備を計画的に進める。

２　安全管理に関する目標を達成するための措置

不測の事態に迅速かつ適切な対応ができるよう危機管理意識の向上と体制の整備を図る。

３　基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置

ア　教育、研究、医療の場において、人権を尊重し、人格を重んじる教職員を育成する。

イ　各種ハラスメントに対する予防等体制を確立するとともに、意識を高め、快適な教育研究環境及び職場環境をつくる。

第７　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

第８　短期借入金の限度額

１　短期借入金の額　20 億円

２　想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

第９　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第１０　剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第１１　その他

１　施設及び設備に関する計画

各事業年度の予算編成過程等において決定する。

２　人事に関する計画

- 全職種の職員の評価制度を確立する。
- 女性教員の積極的な登用に努める。
- 教職員の能力の開発及び専門性等の向上と組織等の活性化を図る。

（参考）中期計画期間中の人件費見込み
89,900 百万円

３　積立金の使途

前期中期計画期間中に生じた積立金については、次の事業の財源に充てる。

- 地域医療支援総合センター（仮称）整備
- その他、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善

（別紙）
予　算

平成24年度～平成29年度予算

（単位：百万円）

区　　分	金額
収　入	
運営費交付金	26,033
自己収入	156,627
授業料及び入学金、検定料収入	4,210
附属病院収入	150,309
雑収入	2,047
産学連携等収入及び寄附金収入	6,054
補助金等収入	4,533
長期借入金収入	5,536
目的積立金取崩	△1,349
計	197,376
支　出	
業務費	174,434
教育研究経費	21,554
診療経費	150,201
一般管理費	2,678
財務費用	140
長期貸付金	81
施設整備費	10,299
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6,054
長期借入金償還金	6,366
計	197,376

［積算に当たっての基本的な考え方］
※　平成24年度の額を基礎として、平成25年度以降の予算額を試算している。
※　運営費交付金は、平成24年度当初予算編成時に決定した額を計上しているが、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。
※　附属病院収入は、毎年1%の増収を見込むとともに、地域医療支援総合センター（仮称）稼働後の増収を別途見込んでいる。
※　大規模な施設及び設備の整備や改修等は、設立者と別途協議することとし、計上していない。ただし、地域医療支援総合センター（仮称）整備等、既に事業計画に基づいて着手している事業や、大学として継続的に実施する予定の事業は計上している。
※　今後の診療報酬改定等の大きな社会変動があった場合は、設立者と別途協議することとし、計上していない。
※　表中における係数は、それぞれ切り捨てによっているので、合計とは一致しない場合がある。

［人件費の見積り］
中期目標期間中89,900百万円を支出する。（退職手当を含む。）

収支計画

平成24年度～平成29年度収支計画

（単位：百万円）

区　　　　分	金額
費用の部	190,605
経常費用	190,605
業務費	178,352
教育研究経費	6,021
診療経費	80,034
受託研究費等	2,396
役員人件費	416
教員人件費	36,708
職員人件費	52,775
一般管理経費	2,262
財務費用	140
雑損	―
減価償却費	9,849
臨時損失	―
収益の部	193,705
経常収益	193,705
運営費交付金収益	25,853
授業料収益	3,467
入学金収益	602
検定料収益	75
附属病院収益	150,309
受託研究等収益	2,684
寄附金収益	3,270
補助金等収益	3,259
資産見返負債戻入	2,157
財務収益	6
雑益	2,018
臨時利益	―
純利益	3,100
総利益	3,100

資金計画

平成24年度～平成29年度資金計画

（単位：百万円）

区　　　　分	金額
資金支出	199,176
業務活動による支出	181,271
投資活動による支出	10,380
財務活動による支出	7,524
資金収入	199,176
業務活動による収入	193,742
運営費交付金による収入	26,033
授業料及び入学金、検定料による収入	4,210
附属病院収入	150,309
受託研究等収入	2,684
寄附金収入	3,370
補助金等収入	4,533
その他の収入	2,600
投資活動による収入	1,247
財務活動による収入	5,536
目的積立金取崩による収入	△1,349

※　「業務活動による支出」並びに「その他の収入」の中には、預り科学研究費補助金1,800百万円を含んでいる。

（別表）

教育研究上の基本組織

平成 24 年度～平成 29 年度

平成 24 年度	医学部 保健看護学部	540 人 328 人
	医学研究科 保健看護学研究科	196 人（うち修士課程　28 人） （　　博士課程 168 人） 24 人（うち修士課程　24 人）
	助産学専攻科	10 人
平成 25 年度	医学部 保健看護学部	580 人 324 人
	医学研究科 保健看護学研究科	196 人（うち修士課程　28 人） （　　博士課程 168 人） 27 人（うち修士課程　24 人） （　　博士課程　3 人）
	助産学専攻科	10 人
平成 26 年度	医学部 保健看護学部	595 人 320 人
	医学研究科 保健看護学研究科	196 人（うち修士課程　28 人） （　　博士課程 168 人） 30 人（うち修士課程　24 人） （　　博士課程　6 人）
	助産学専攻科	10 人
平成 27 年度	医学部 保健看護学部	600 人 320 人
	医学研究科 保健看護学研究科	196 人（うち修士課程　28 人） （　　博士課程 168 人） 33 人（うち修士課程　24 人） （　　博士課程　9 人）
	助産学専攻科	10 人
平成 28 年度	医学部 保健看護学部	600 人 320 人
	医学研究科 保健看護学研究科	196 人（うち修士課程　28 人） （　　博士課程 168 人） 33 人（うち修士課程　24 人） （　　博士課程　9 人）
	助産学専攻科	10 人
平成 29 年度	医学部 保健看護学部	600 人 320 人
	医学研究科 保健看護学研究科	196 人（うち修士課程　28 人） （　　博士課程 168 人） 33 人（うち修士課程　24 人） （　　博士課程　9 人）
	助産学専攻科	10 人